

平成26年3月19日

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦  
豊田市事業管理者 横地 清明

## 建設工事における平成26年度入札契約制度の見直しについて（お知らせ）

平素は入札契約事務にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

平成26年度における入札契約制度の見直しについて、下記のとおりとさせていただきます。建設業者の皆様におかれましては、制度の見直しの趣旨・内容についてご理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行にご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 入札制度の見直しについて

現在の不調・不成立の状況や「地域に配慮した契約の推進」の観点から、原則として以下の入札方式で実施します。

##### ■設計金額と入札方式

	土木一式工事	建築一式工事	水道施設工事	その他の工事
総合評価方式 標準型・簡易型	1億5千万円以上			
総合評価方式 特別簡易（技術力型）	1億5千万円未満 1億円以上			
総合評価方式 特別簡易（地域型）	1億円未満 4千万円以上	1億円未満 5千万円以上	1億円未満 6千万円以上	1億円未満 2千5百万円以上
事後審査型一般競争 入札（価格競争）	4千万円未満 130万円超	5千万円未満 130万円超	6千万円未満 130万円超	2千5百万円未満 130万円超

※上記は標準的な発注基準であり、案件の内容により変更となる場合があります。

#### 2 技術者の事後審査（総合評価方式）について

現在は、総合評価方式において配置予定技術者の事前評価を行うため、入札参加申請時点から拘束し事前に審査していましたが、今後は落札候補者に対してのみ審査することとします。

これにより、同一技術者を翌週以降の案件へ重複申請することができます（ただし、落札者となった時点で、以降の案件を辞退することになります）。

### 3 現場代理人の常駐義務の緩和について

現状の取扱いに加え、豊田市発注工事に限り、3件以内で合計2,500万円未満（建築一式5,000万円未満）の工事について、現場代理人の兼務を認めます。

**現状（継続）**：当初設計金額が500万円未満の工事1件と、契約金額が2,500万円未満の工事1件の兼務が可能（愛知県発注工事と豊田市発注工事など）。

**緩和（追加）**：契約金額の総額が2,500万円未満（建築一式5,000万円未満）の工事で3件以内の兼務が可能（専任が必要な工事の主任技術者等を兼ねていないこと、豊田市発注工事に限る）。

### 4 総合評価方式の評価基準の配点の一部変更について

企業の信頼性・社会性の評価項目である環境対策について「エコアクション21の認証取得」の配点を「0.5点」から「1.0点」に引き上げます。

### 5 工事下請届の提出部数の変更について

工事下請届については、これまで契約課又は（上下水）総務課で確認のうえ、工事担当課に提出していましたが、契約課（（上下水）総務課）の確認・提出が不要となります。

**現状** ⇒ 工事下請届 2部提出（提出先：契約課（（上下水）総務課）、工事担当課）

**平成26年4月1日以降** ⇒ 工事下請届 1部提出（提出先：工事担当課のみ）

#### 【問合せ先】

総務部契約課	工事担当	電話	0565（34）6616（直通）
総務部技術管理課	検査・技術管理担当	電話	0565（34）6612（直通）
上下水道局総務課	庶務担当、技術担当	電話	0565（34）6653（直通）